

(16) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年1月18日

(2) 事故発生場所

西伯郡南部町鶴田地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部警衛対策課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、道路路肩に停車した際、後方からトラックが追走してきたことから、追い越しをさせるため、普通乗用自動車を更に左側に寄せたところ道路上の雪塊に接触し、同車両が破損したものである。